

【2025年安全衛生管理計画書・重点施策の要点】

2025年1月1日
安全・品質部

1 一労働者の安全確保－

1/4

重点施策	具体的な作業行動・作業目標等	ポイント
① 墜落・転落災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇5mを超える高さでは、フルハーネス型安全帯を使用 ◇開口部、作業床の端には、手すり・中桟・巾木を適正に設置し、墜落防止措置を実施 ◇組立ハウス建方・解体工事は、以下の墜落転落防止対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> (1)スタンション、親綱、安全ネットの先行設置 (2)2F(3F)床及び屋根面への昇降は、昇降階段(足場)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇フルハーネス型安全帯は特別教育が必要 ◇安全帯は2丁掛けが基本 ◇親綱ロープは1スパンに1名のみ ◇親綱ロープ、親綱支柱、安全ネットは使用前に必ず点検 ◇組立ハウスの建方・解体時には、スタンション、親綱・安全帯の使用を徹底
② 適正な足場の設置及び点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇幅1m以上の箇所では原則本足場を使用 ◇足場の組立・変更・悪天候時には足場の点検と記録が必要 ◇足場作業開始前には足場の点検が必要 <ul style="list-style-type: none"> (1)事業者及び注文者は足場の点検者をあらかじめ指名 ※点検者は十分な知識と経験を有した者から指名 (2)足場の点検記録は点検結果に加え、点検者の氏名を記録保存 	<ul style="list-style-type: none"> ◇幅1m未満の箇所でも原則は本足場を使用 ◇組立・変更・悪天候時の点検者は事業者(足場使用者)及び注文者(設置者) ◇作業開始前の点検者は事業者(足場使用者) ◇足場点検は足場点検チェックリストを用いて実施 ◇足場の作業前点検はKY用紙点検を活用 ◇事業者は足場作業が終了するまで、設置者は足場解体するまで点検記録を保存
③ 建設機械・クレーン災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇重機作業は作業計画の作成が必要 ◇ユニック車・クレーン等の転倒防止対策を徹底 ◇作業範囲内の立入禁止措置、吊り荷の下への立入禁止の徹底 ◇玉掛者、クレーンオペは、3・3・3運動を徹底する (地切り30cm、3秒以上停止し確認、荷から3m離れる) ◇建設機械の移動は、フーム、アウトリガーを完全格納 	<ul style="list-style-type: none"> ◇車両系建設機械・移動式クレーン等により作業する場合は、事前に作業条件を確認し作業計画を作成 ◇転倒防止対策：鉄板の敷設、アウトリガーオの完全張出し ◇立入禁止範囲の明確化、誘導員の配置 ◇建設機械の移動時には収納を確認

<p>① 作業手順の作成 及び周知徹底</p>	<p>◇指定危険作業は、作業計画・作業手順を作成し、関係者へ周知 また、指定危険作業については施工検討会を実施すること (1)鉄骨建方 (2)組ハ建方・解体 (3)足場組立・解体 (4)屋根・外壁工事 (5)石綿建材の解体・改修 ◇作業内容の変更時には、作業計画・手順の見直しを実施 ◇公衆災害防止対策の徹底 (1)公衆災害防止要綱の遵守は、元請事業者の責務 (2)周辺環境の事前調査を徹底し、安全・環境に配慮した計画を立案</p>	<p>◇作業計画・手順の作成は、職長の責務 ◇作業手順書は、要点を押さえた簡潔な内 容で、作業効率、安全面を配慮して作成 ◇作業変更後の作業計画・手順の内容は改 めて周知 ◇公衆災害防止対策のポイント ①仮設計画の立案 ②歩行者用通路の 確保 ③荒天時の対応 ④資材の運搬 ⑤架空線等の近接作業等</p>
<p>② 不安全行動の排除</p>	<p>◇不安全行動は、[しない・させない・見逃さない] (1)全員参画による危険の洗い出しを行い、RKY活動の活性化を図る (2)積極的に声掛けできる環境づくり(危険行動には直ぐに声掛け！) (3)指差呼称による再確認(安全意識のレベルを上げ、確認精度の向 上を図る)</p>	<p>◇不安全行動とは、労働者本人又は関係者 の安全を阻害する可能性のある行動を 意図的に行う行為 ◇RKY活動を形骸化させない工夫が必要 ◇作業員同士のコミュニケーションを図る ◇近道行動、省略行為の事故災害は防げる ◇作業所内の安全意識の高揚を図る</p>
<p>③ 安全の見える化</p>	<p>◇安全の見える化により、ヒューマンエラー防止 (1)危険性の見える化…危険性のある場所や作業ポイントの掲示等 (2)安全ルールの見える化…作業手順、作業所ルールの掲示等 ◇転倒災害防止対策の徹底 (1)転倒危険箇所の表示、(2)通路の段差の解消、(3)5S実施 (4)照明、手摺り、滑り止め設置、他</p>	<p>◇危険の見える化(主な具体例) ①危険箇所 ②作業内容 ③安全通路 ④熱中症 ⑤その他 ◇安全の見える化はハード面(機械・設備 等、ソフト面(作業手順・作業所ルール)の両 面から取組む ◇5 Sとは、整理・整頓・清掃・清潔・躰 ◇高齢労働者を考慮した転倒防止対策</p>

<p>① 「4週8休」・「週休2日」の実現</p>	<p>◇「時間外労働の上限規制」への取り組み (1) [4週8休]・[週休2日]の実現から[4週8勤所]を目指す (2) 適正な工期の確保 (3) IT・電子化による作業効率の向上を図り、作業時間の短縮化 (電子端末・アプリの効果的な活用、電子マニフェスト、他) ◇法定労働時間を超える場合は36協定が必要</p>	<p>◇法定労働時間は、1日8時間かつ1週40時間（時間外労働の上限は、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることは出来ません） ◇客先の理解、協力業者の理解を得る ◇交代勤務等、祭日、連休、振休の活用 ◇IT化・電子化により無駄な作業の排除</p>
<p>② 適正な作業環境の確保</p>	<p>◇熱中症防止対策の徹底 (1) 作業環境管理(WBGT値の活用、ミスト扇風機、製氷機、塩飴等) (2) 作業管理(作業時間短縮、暑熱順化、作業所巡回等) (3) 体調管理(日常の健康管理、朝礼時の体調チェック等) ※異常時には、躊躇せず、迅速な処置を行うこと ◇社会的、心理的、物理的に配慮した作業環境の確保 ◇働く高年齢者が安全に働ける作業環境づくり</p>	<p>◇作業者の体調管理は事業主の責務 ◇異常時には、①一旦、作業を離れる、②直ぐに病院へ運ぶ、③病院へ運ぶまで1人きりにしない ◇社会的環境→非差別、非対立的、平穏等 ◇心理的環境→ストレスの軽減、やりがい等 ◇物理的環境→温度、湿度、照度、換気等 ◇働く高年齢者の特性を考慮 ①健康管理 ②人員配置</p>
<p>③ 健康障害防止の徹底</p>	<p>◇解体・改修工事に対する規制強化 (1) 解体・改修工事の対象となる全ての建材に対し事前調査が必要 (2) 一定規模・金額の解体・改修工事は報告システムへ届け出 ◇化学物質による健康障害防止対策の強化 (2) 化学物質を扱う事業者は、「化学物質管理者」を選任 (3) 労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任</p>	<p>◇事前調査者は、「石綿含有建材調査者」の資格が必要 ◇調査報告が必要な一定規模・金額とは、 ①床面積 80 m²以上の建築物の解体工事 ②請負金額 100 万円以上の建築物の改修 ◇対象化学物質 670 物質→2900 物質に増加 ◇「化学物質管理者」はリスクメント結果に基づくばく露防止対策を実施 ◇「保護具着用管理責任者」は保護具の適正な選択・使用・保守管理を実施</p>

4 一責任ある自主的な活動の推進一

4/4

<p>① 店社安全管理者による指導</p>	<p>◇定期的な安全パトロールの実施（1回/月） ◇定期的な安全衛生協議会・安全大会の開催（1回/月） ◇発生した災害を3つの要因に分類して原因を追究し、再発防止を図り、同種の事故災害を未然に防ぐ (1)人的要因 (2)物的要因 (3)管理的要因 ◇作業所において安全衛生管理計画を周知し遵守させること</p>	<p>◇安全パトロールの実施の要点 ・自身の眼で ・現地現場を確認し ・不安全な状況を放置しない ◇協議会の議題は、労働災害防止、安全衛生事項を含めること ◇真の原因究明が真の再発防止につながる ◇軽微な災害でも速やかに報告 ◇安全衛生管理活動は作業所一丸で実施</p>
<p>② 協力業者事業主の責任ある安全管理</p>	<p>◇安全管理活動への積極的な参加 (1)安全衛生協議会 (2)安全パトロール (3)特別教育の実施 ◇送出し教育の実施→「送出し教育実施報告書」を作業所へ提出 ◇事業主は必ず職長を選任し、その職務を全うさせること ◇施工体制台帳の真正性確認(虚偽記載、偽装一人親方の禁止) ◇建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進</p>	<p>◇送出し教育は事業者の責務 ◇職長の職務 (適正な作業手順の作成、作業方法の意改善、作業員への指導監督、安全点検、異常時の措置、他) ◇一人親方の労災未加入者は入場禁止 ◇CCUSの技能者登録、事業者登録を推進</p>
<p>③ 安全衛生教育の推進</p>	<p>◇あらゆる機会を通じて安全衛生教育を実施し、安全衛生活動の活性化を図る ◇次の作業を行う者は、特別教育資格が必要 (1)フルハーネス使用者は、「フルハーネス型安全帯特別教育」 (2)足場上で作業をする者は、「足場の組立等特別教育」 ◇各種教育支援を実施し、安全に対する知識、技術の向上を図る ◇新規入場者教育では、作業状況、作業概要、危険箇所、独自のルールを新規入場者に理解出来るように教育する</p>	<p>◇あらゆる機会（安全大会、協議会、安全パトロール等）を通じて安全衛生教育を実施 ◇特別教育の実施は、事業主の責務 ◇安全衛生教育として各種特別教育の教育実施支援を推進 ①フルハーネス型安全帯 ②足場の組立等 ③石綿取扱い作業従事者 ④その他（丸のこ、研削砥石等） ◇新規入場時に災害が発生し易い ◇外国人入場者にも理解出来るように教育</p>